

保健医療福祉人材の確保を求める意見書

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、当県では福祉介護分野における人材が県外へ流出し、人材不足の状況が続いている。介護施設では、職場見学会や合同面接会など様々な求人活動を行っているが、有効な人材確保の手段にはつなげていない。

また、医療分野でも、医師の絶対数の不足に加え、福祉介護分野と同様、原子力災害等の影響による医師・看護師を始めとする医療従事者の県外流出により、地域医療を担う人材不足が深刻化しており、特に、浜通りや避難指示区域等を含む地域では、福祉・介護施設等従事者は震災後大幅に減少しており、人材確保が困難な状況にある。

加えて、避難生活の長期化等により当県における要介護認定者数の伸び率も全国平均を上回るなど、今後介護サービスの需要が増加することも懸念され、安心して住み暮らすことができるふるさとづくりのため、保健医療福祉人材の確保は喫緊の課題である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 浜通り・避難指示区域等を含む地域において、現行の「介護職員処遇改善加算」に加え、特例措置として全額国庫による賃金手当制度を新設すること。
- 2 地域医療を担う人材不足を補うため、全国から被災地に医療従事者を派遣するシステムの構築など、直接的な医療人材確保対策を積極的に講ずること。
- 3 長期にわたり避難生活を余儀なくされている被災者に対する健康支援活動に従事する保健師等の人材確保に向けた支援体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
復 興 大 臣

福島県議会議長 平 出 孝 朗